

2015年5月11日

第1467号(週刊)

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp

## 確定申告から1ヶ月が経ちました 税金は払えていますか？

# 払えないときは、放置せずに民商に相談を！



どうしても払えないときは納税緩和措置を活用しよう

確定申告から1ヶ月あまりが経過しました。みなさん、税金は払えていますか？

「税金の引き落としができなかった」「消費税が多すぎて払えない」「消費税などの相談が事務所に寄せられています。」

しかし、「払えない」と放置すると財産の差押えなどの滞納処分を受けることとなります。

滞納を放置せず、分納の相談や、「納税の猶予」「換価の猶予」など、納税緩和措置を積極的に活用しましょう。

6月には国保、市県民税の納入通知が届きます

6月になると、今年度の国民健康保険税と市県民税の納税通知が市から届きます。

## 納税相談日について

平日に仕事等で納税相談・納税ができない方に、次の日程にて窓口を開いています。場所は、市役所北館2階収納課で行います(納税もできます)。

### ●日曜相談日(毎月月末日曜)●

時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで  
ただし、5月(連休を除く)と12月(仕事納めの前日以降を除く)は、毎週日曜日に相談窓口を開いています。

### ●夜間相談日(毎週水曜日)●

時間：午後7時まで  
ただし、水曜日が祝日の場合と12月28日～1月3日は除きます。(注)平日(年末年始を除く)の業務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

春日井民商では、支部ごとに相談をして、市との話し合いで無理のない納付をすすめています。

商売や暮らしの状況をしっかりと話し合っ、どのくらい払えるか相談の上、市役所へ話し合いに行きましょう。

**市役所の納税相談日を活用しよう！**

**5月中は連休を除き毎週日曜実施**

「仕事の都合などでどうしても平日は市役所に行けない」「日曜日しか休みがない」という人のために、春日井市では、左表のように日曜相談日と夜間相談日を設けています。とくに5月は連休を除き、毎週日曜日に相談窓口を開いていますので、積極的に活用しましょう。

## 商売繁盛は健康な身体でこそ 共済会定期総会を5月15日(金)に開催します。

今年度より春日井民商共済会定期総会は、愛商連共済会の実施時期にあわせ、以下の日程での開催となります。北医療生協による骨密度測定も実施しますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

**と き：5月15日(金) 19時～(骨密度測定をされる方は18時に集合してください)**

**と ころ：ことぶき公民館(事務所からすぐ)**

※測定できる人数に限りがありますので、希望される方は事務所までご連絡ください。

※骨密度測定は18時から行いますので、測定される方は18時に集合ください。

～ お し ら せ ～

**来週の新聞はお休みです。次号は5月18日号となります。**

5月18日号は、5月14日(水)に事務所に届きます。5月2日(土)～5月6日(水)は、事務所はお休みです。

## 春の簿記教室5月14日(木)スタート!

民商では、毎年恒例の簿記教室を5月14日(木)から、毎週木曜の昼2時と夜7時に開講します。

「参加したいが都合が合わない…」という方は、日程を調整しますので、まずはご連絡ください!

### ★受講料

会 員…10,000円

読者・会外の方…15,000円

これまでに簿記教室を受講したことのある方は、無料で再受講できます。

毎月15日までの会費集金に、ご協力を  
お願ひします。 会計 山崎 孝亀